



No. 0-12006680J001

証 明 書

平成25年1月15日

大阪府東大阪市加納4-14-31
株式会社 ユニックス 殿

一般財団法人 化学研究評価機構
高分子試験・評価センター
大阪事業所 所長 若林 雄司
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3
TEL 06-6788-8131 FAX 06-6788-7891

貴社持参の試料についての試験結果は下記のとおりであることを証明します。

記

品 名	US-3000 (ホワイト)
試験方法	食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装 （平成18年厚生労働省告示第201号） 溶出条件：使用温度が100℃以下のもの
試験年月日	平成25年1月15日

試験結果

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	適合する
カドミウム	適合する
溶出試験	
重金属（鉛として）	適合する
過マンガン酸カリウム消費量	適合する

上記結果は食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する。

— 以下余白 —

No. 0-12006680-001

試験報告書

平成25年1月15日

大阪府東大阪市加納4-14-31
株式会社 ユニックス 殿一般財団法人 化学研究評価機構
高分子試験・評価センター
大阪事業所 若林 雄司
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3
TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891

品名	US-3000 (ホワイト)
試験方法	食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装 （平成18年厚生労働省告示第201号） 溶出条件：使用温度が100℃以下のもの
試験年月日	平成25年1月15日

貴社から提出された試験体の試験結果は下記のとおりです。

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 $\mu\text{g/g}$ 以下
カドミウム	1 $\mu\text{g/g}$ 以下
溶出試験	
重金属（鉛として）	1 $\mu\text{g/ml}$ 以下
過マンガン酸カリウム消費量	3.8 $\mu\text{g/ml}$

上記結果は食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する。

―― 以下余白 ――

本試験報告書を他に掲載するときは当センターの承認を受けてください。

責任者	担当者
	



No. 0-12006680J001

証 明 書

平成25年1月15日

大阪府東大阪市加納4-14-31
株式会社 ユニックス 殿

一般財団法人 化学研究評価機構
高分子試験・評価センター
大阪事業所 所長 菅 雄 司
〒577-0065 大阪府東大阪市真井田1-5-3
TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891

貴社持参の試料についての試験結果は下記のとおりであることを証明します。

記

品 名	US-3000 (ホワイト)
試 験 方 法	食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装 （平成18年厚生労働省告示第201号） 溶出条件：使用温度が100℃以下のもの
試 験 年 月 日	平成25年1月15日

試験結果

試 験 項 目	試 験 結 果
材質試験	
鉛	適合する
カドミウム	適合する
溶出試験	
重金属（鉛として）	適合する
過マンガン酸カリウム消費量	適合する

上記結果は食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する。

— 以下余白 —



No. 0-12006680-001

試験報告書

平成25年1月15日

大阪府東大阪市加納4-14-31
株式会社 ユニックス 殿一般財団法人 化学研究評価機構
高分子試験・評価センター
大阪事業所 構 究 所 長 若 林 雄 司
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3
TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891

品 名	US-3000 (ホワイト)
試験方法	食品衛生法・食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) 個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装 (平成18年厚生労働省告示第201号) 溶出条件: 使用温度が100℃以下のもの
試験年月日	平成25年1月15日

貴社から提出された試験体の試験結果は下記のとおりです。

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 μ g/g以下
カドミウム	1 μ g/g以下
溶出試験	
重金属 (鉛として)	1 μ g/ml以下
過マンガン酸カリウム消費量	3.8 μ g/ml

上記結果は食品衛生法・食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に適合する。

— 以下余白 —

本試験報告書を他に掲載するときは当センターの承認を受けてください。

責任者	担当者